

## 令和元年 第6回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年6月5日(水) 午前9時00分～午前10時00分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員(34人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	6番 木室徳好 委員	7番 吉原春樹 委員
8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員	10番 野田弘之 委員
11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員	13番 井崎陽子 委員
14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員	16番 香月伸幸 委員
17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員	20番 小柳眞佐美 委員
21番 森 邦之 委員	22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員
24番 山口八州男 委員	25番 田口千津子 委員	26番 片渕秋正 委員
27番 松尾利助 委員	28番 光武直広 委員	29番 溝上博信 委員
30番 永石恒弘 委員	32番 南條喜代己 委員	33番 中村康則 委員
34番 溝口修一郎 委員	35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員
37番 川崎 薫 委員		

4. 欠席委員(2人)

5番 井上保博 委員      19番 川崎敏樹 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 (1) 農地法第4条の規定による許可申請について

(2) 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 非農地証明願いについて

(4) 令和元年白石町農用地利用集積計画(6号)の承認決定について

(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

(6) 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について

(7) 下限面積の設定・公表について

(8) 農業委員会促進事務等活動計画について

報告事項 (1)合意解約の報告

業務連絡事項 (1)第7回農業委員会総会の日時及び場所

(2)農地パトロールの日程について

(3)その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久原雅紀      課長補佐兼農地農政係長 香月康彦

農地農政係長 吉原浩 農地農政係 川崎由香

7. その他出席職員

## 8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和元年 6 月第 6 回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第 6 回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦勞様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、9 番中村勝郎委員から遅れる旨の連絡があっております。また、5 番井上保博委員、19 番川崎敏樹委員から欠席の届けがあっております。本日の出席委員は 36 名中 34 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、10 番野田弘之委員、11 番の宮崎裕二委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第 94 号 =

議長 はじめに、1. 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 94 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請について。

議案番号第 94 号。

申請農地の表示。大字馬洗字神辺〇〇番、畑 92 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字今泉〇〇番地、神辺の〇〇さんです。

転用目的は、倉庫、駐車場、資材置場、作業スペース、通路となっております。

転用の事由としまして、平成 18 年頃から駐車場、資材置場として利用していた。これにつきましては始末書の提出があっています。

今回、倉庫、薪ストーブと囲炉裏用の薪を作るための作業スペース、通路他として利用したいというものです。

事業または施設の概要は、倉庫 9.975 m<sup>2</sup>、駐車場 (1 台) 16.00 m<sup>2</sup>、資材置場 12.00 m<sup>2</sup>、作業スペース 12.00 m<sup>2</sup>、通路他 42.025 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地、南側が宅地、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しによる決定公告がされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 1 ページから 2 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、倉庫、薪ストーブと囲炉裏の薪を作るための作業スペース、通路等として利用するものです。転用申請については、周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者及び耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 94 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 94 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 95 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 95 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案番号第95号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。大字福富下分字天神搦〇〇番、畑301㎡、同じく〇〇番、畑35㎡、計336㎡です。

譲渡人は、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さん。譲受人は白石町大字福富下分〇〇番地、住ノ江区の〇〇さんです。

転用目的は、資材置場、駐車場となっております。

転用の事由は、譲渡人が平成15年頃から資材置場として利用していた。これにつきましては始末書の提出があつています。今回、譲受人が隣接する宅地を購入するため、申請地と合わせて大工作業場兼事務所（一部店舗）、資材置場、従業員駐車場として利用したいというものです。

事業または施設の概要は、資材置場84.457㎡、倉庫（宅地部分）75.357㎡、作業場兼事務所（一部店舗）152.37㎡、駐車場（3台）41.185㎡、通路・その他586.771㎡、宅地同時利用です。

位置及び影響等は、東側が宅地・井溝、西側が堤防・宅地、南側が道路、北側は宅地・畑です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が昭和52年9月17日に見直しで決定公告がされています。

農地区分は第2種農地。農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3ページから4ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として5月31日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、申請地に資材置場、駐車場の整備を行われるものです。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、一部、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 95 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 95 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 96 号 =

議長 続きまして、議案番号第 96 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 96 号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。白石町大字牛屋字一本松〇〇番、田 313 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字牛屋〇〇番地、新盛の〇〇さん、借受人は白石町大字東郷〇〇番地、中郷南の〇〇さんです。

転用目的は、一般住宅となっております。

転用の事由としまして、借受人は現在町内の賃貸住宅に住んでいる。農繁期は実家の農業を手伝い、白石町内に定住するため、実家の隣接地に一般住宅を建設したいというものです。

事業または施設の概要は、一般住宅 90.75 m<sup>2</sup>、駐車場 25.00 m<sup>2</sup>、通路 30.00 m<sup>2</sup>、その他 167.25 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が宅地、南側が道路、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しで決定公告されております。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることです。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、祖父所有の農地を孫が借り受けて、住宅を建設する目的のものです。孫の竜司さんは町内の賃貸住宅に住んでおり、農繁期には実家の農業の手伝いをされております。今後、白石町に定住するために、実家の隣接地に住宅を建設したいとのことです。申請地は、宅地周りの狭小な農地で、周辺の農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接の宅地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をよろしく願います。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 96 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 96 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 97 号＝

議長 続きまして、議案番号第 97 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 97 号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。白石町大字深浦字花栗〇〇番、畑 308 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、白石町大字深浦〇〇番地、牛間田の〇〇さん、譲受人は白石町大字深浦〇〇番地、牛間田の〇〇株式会社、代表取締役、〇〇さんです。

転用目的は、駐車場、資材置場となっております。

転用の事由としまして、今まで駐車場として借りていた土地が今後使用できなくなり、

路上駐車を行えば危険で走行の妨げになることから、申請地を駐車場、資材置場として利用したいとのいうものです。

事業または施設の概要は、駐車場 33.75 m<sup>2</sup>、資材置場 13.50 m<sup>2</sup>、通路・その他 260.75 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側が畑、西側が水路、南側が河川、北側は道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が当初からなされております。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、今まで駐車場として借りていた土地が使用できなくなったため、作業所の近くの申請地を購入し、駐車場及び資材置場を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 97 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 97 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 98 号＝

議長 続きまして、3.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第 98 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 非農地証明願いについて。

議案番号第 98 号。

願出農地は、大字辺田字二本松〇〇番、畑 84 m<sup>2</sup>です。

願出者は、白石町大字辺田〇〇番地、〇〇さんです。

農地でなくなった時期及び原因は、平成元年頃の圃場整備事業により宅地進入路が造成され、畑として換地されていた。今後も農地に戻して耕作することはなく、宅地への進入路として利用したいということで、顛末書の提出がっております。

圃場整備の有無は、地区内となっております。

その他参考事項といたしまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しの決定公告がされています。

非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、今後も再び農地として利用されることはないと判断し、申請を受理しております。

議案の位置図は、9 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元の農業委員として 5 月 29 日に、〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。

事務局から説明がありましたとおり、申請地は、現在、宅地進入路となっており、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも以前から非農地であったという意見を得ておられ、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 98 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 98 号は非農地として当委員会で承認することに決定いたします。

議長 続きまして、議案番号第 99 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 99 号。

願出農地は、大字辺田字竜子田〇〇番、畑 283 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 36 m<sup>2</sup>、計 319 m<sup>2</sup>です。

願出者は、白石町大字辺田〇〇番地、〇〇さんです。

農地でなくなった時期及び原因は、平成 3 年頃の圃場整備事業により宅地進入路が造成され、畑として換地されていた。今後も農地に戻して耕作することはなく、宅地への進入路として利用したいということで、顛末書の提出があっております。

圃場整備の有無は、地区内となっております。

その他参考事項といたしまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しの決定公告がされています。

非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、今後も再び農地として利用されることはない判断し、申請を受理しております。

議案の位置図は、10 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元の農業委員として 5 月 29 日に、〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。

事務局から説明がありましており、申請地は、現在、宅地進入路となっており、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも以前から非農地であったという意見を得られ、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 99 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 99 号は非農地として当委員会で承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 100 号＝

議長 続きまして、議案番号第 100 号、4.「令和元年白石町農用地利用集積計画（6号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 100 号、令和元年白石町農用地利用集積計画（6号）の承認決定についてご説明します。

はじめに所有権移転関係でございます。今回は 5 件となっています。

整理番号の 1 番、買い手は二の籠の〇〇さん。売り手は沖小路の〇〇さん。土地の表示は、大字築切字卯兵ヶ搦〇〇番、田の 1 筆で 5,149 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は令和元年 6 月 6 日、支払期限は令和元年 8 月 30 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 128,688 m<sup>2</sup>です。認定農業者です。

整理番号 2 番、買い手は太原下の〇〇さん。売り手は五反田の〇〇さん。土地の表示は、大字遠江字満江搦〇〇番、新拓〇〇番、田の 2 筆で 5,158 m<sup>2</sup>です。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は令和元年 6 月 6 日、支払期限は令和元年 6 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円と〇〇円。総額で〇〇円です。取得後の経営面積は 27,260 m<sup>2</sup>です。

整理番号 3 番、買い手は新観音の〇〇さん。売り手は新明 3A の〇〇さん。土地の表示は、大字新明〇〇番、同じく〇〇番、田の 2 筆で 8,671 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦・レタス。所有権の移転時期は令和元年 6 月 6 日、支払期限は令和元年 11 月 29 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 16,552 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

整理番号 4 番、買い手は鹿島市の〇〇さん。売り手は日登の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、同じく〇〇番、畑 2 筆で 5,735 m<sup>2</sup>。利用目的は露地野菜。所有権の移転時期は令和元年 6 月 6 日、支払期限は令和元年 9 月 27 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 31,105 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

整理番号 5 番、買い手は鹿島市の〇〇さん。売り手は太良町の〇〇さん。土地の表示は、大字新明〇〇番、同じく〇〇番、田の 2 筆で 8,859 m<sup>2</sup>。利用目的は米・玉葱。所有

権の移転時期は令和元年6月6日、支払期限は令和元年12月27日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は37,970 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2ページから9ページにかけて131件、10ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が4件、合わせまして135件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が127件、使用貸借権設定が7件となっております。そのうち新規が27件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが18件で、再設定は108件でした。また農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定をされているものが37件です。今回の利用権の総面積は743,378.30 m<sup>2</sup>です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが6件、個人によるものが125件、農地中間管理機構によるものが4件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は25件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、135件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第100号、所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第100号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございまして、利用権設定関係で、〇番の〇〇委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第100号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 100 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 101 号～第 108 号＝

議長 続きまして、5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 101 号から 108 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 101 号。申し出農地の表示。大字八平字八平〇〇番、畑 5,377 m<sup>2</sup>です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さんです。申請理由は、規模縮小による農地の処分です。議案の位置図は、11 ページをご覧ください。

議案番号第 102 号。申し出農地の表示。大字八平字八平〇〇番、畑の 2,735 m<sup>2</sup>です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

議案番号第 103 号。申し出農地の表示。大字新開〇〇番、畑の 2,877 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 2,874 m<sup>2</sup>、計 5,751 m<sup>2</sup>です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、大西の〇〇さんです。申請理由は、新開の大規模集約に伴う農地の処分です。議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

議案番号第 104 号。申し出農地の表示。大字新開〇〇番、畑の 748 m<sup>2</sup>です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、戸ケ里の〇〇さんです。申請理由は、新開の大規模集約に伴う農地の処分です。議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

議案番号第 105 号。申し出農地の表示。大字戸ケ里字一本谷〇〇番、田の 7,912 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田の 3,073 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田の 2,815 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑の 269 m<sup>2</sup>、計 14,069 m<sup>2</sup>です。すべて農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、高町の〇〇さんです。申請理由は、後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、15 ページをご覧ください。

議案番号第 106 号。申し出農地の表示。大字新開〇〇番、畑の 2,878 m<sup>2</sup>です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 4A、〇〇さんです。申請理由は、新開の大規模集約に伴う農地の処分です。議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

議案番号第 107 号。申し出農地の表示。大字新開〇〇番、畑の 2,878 m<sup>2</sup>です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 4A、〇〇さんです。申請理由は、新開の大規模集約に伴う農地の処分です。議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

議案番号第 108 号。申し出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑の 2,743 m<sup>2</sup>です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町永田〇〇番地、小城市の〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 101 号から議案第 108 号まで 8 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、議案番号第 101 号から議案番号第 108 号までご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、今回より主となる予定のあっせん委員の指名を議案書に記載しています。もう一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

議長 議案番号第 101 号から 108 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第 101 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 102 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 103 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 104 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 105 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 106 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 107 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 108 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 101 号は○番○○委員と○番○○委員、102 号は○番○○委員と○番○○委員、103 号は○番○○委員と○番○○委員、104 号は○番○○委員と○番○○委員、105 号は○番○○委員と○番○○委員、106 号は○番○○委員と○番○○委員、107 号は○番○○委員と○番○○委員、108 号は○番○○委員と○番○○委員。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 101 号は○○、102 号は○○、103 号、104 号は○○、105 号は○○、106 号、107 号は○○、108 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくをお願いします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

---

＝議案番号第 109 号＝

議長 続きまして、6.「空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について」を議題とします。議案番号第 109 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 109 号。

申出農地は、大字堤字船野○○番、田 451 m<sup>2</sup>、同じく○○番、畑 171 m<sup>2</sup>、計 622 m<sup>2</sup>です。

〇〇番の田については、農振農用地区域内、圃場整備の有無も地区内です。

申出者は、白石町大字福富下分〇〇番地六府方区の〇〇さんです。

令和元年5月7日付けで白石町空き家バンク登録申請は受理されており、担当農業委員との現地確認を経て、白石町特例農地指定申出制度実施要領第3条の特例農地の指定基準を満たすものと考えられます。

議案の位置図は、18ページをご参照ください。19ページには現地の写真も添付しています。

4月から施行されているこの制度について、今回第1号です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元の農業委員として5月31日に〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。申出された農地は、申出者が所有する住宅の南側に隣接する農地で、現在は作物など作付けされておらず、管理のみ行っておられる状況です。

申出地は狭小な農地でもありますし、近い将来、耕作が行われない場合がある可能性もあるような農地であると思われま

す。このようなことから、特例農地の指定については適当であるものと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第109号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第109号は白石町特例農地の指定基準を満たすものとして当委員会で承認することに決定いたします。

---

= 議案番号第110号 =

議長 続きまして、議案番号第110号、7.「下限面積の設定・公表について」を議題としま

す。議案番号第 110 号について事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 110 号、下限面積の設定・公表について提案をさせていただきます。

「農業委員会の適正な事務実施について」の規定によりまして、農業委員会は毎年下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、今年度の下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について以下のとおり提案いたします。

下限面積（別段面積）の設定について中間に表を付けておりますが、設定地域は町内全域であることとし、対象者が、1.通常の農業者の場合は下限面積 50 a、2.青年等就農計画の認定を受けている者（白石町認定新規就農者）は下限面積 10 a、3.白石町空き家バンクに登録されている宅地に付随する農地を希望する者は下限面積 0.01 a となっております。下限面積については、修正は不要で現状のままでよいと判断をいたしているところです。特に 3 番の白石町空き家バンクに登録されている宅地に付随する農地を希望する者についてですが、この件は平成 31 年 1 月に宅地周りの農地の検討部会で検討していただきました結果を受けて、1 月の総会で承認をいただきまして、今回が初めて 6 月の設定・公表についての議案に挙がっているものです。ご審議をお願いします。

議長 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番〇〇です。農地法 3 条である場合は、通常の農業者は下限面積の設定はかかる訳ですが、これを贈与とする場合はどうなりますか。

事務局長 下限面積の設定は、相続以外は全部関係いたします。

○番 贈与もですか。

事務局長 今まで、いくつかあっていますけど、お金はいらないからお願いしたいということで、贈与を受けられたというケースもありますけど、その際にも 50 a 要件とか、新規就農としてはそのケースではなかったけれどそれは出てきます。どなたにもやれるという話ではないです。

○番 贈与を希望される場合は、50 a 要件を満たしておかないといけないということですか。

事務局長 そうです。贈与は、どなたにやられるか分からないし、相続は相続人の方が受けられますけど、贈与はこの要件を満たしている方にされるということです。

○番 贈与される方は希望しても要件を満たしてないといけないということですね。

事務局長 そうです。この要件を満たしていただくということが前提になります。

○番 わかりました。

議長 他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 110 号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 110 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

= 議案番号第 111 号 =

議長 続きまして、議案番号第 111 号、8. 「農業委員会促進事務等活動計画について」を議題とします。議案番号第 111 号について事務局に説明を求めます。

事務局 別紙様式 2、議案番号第 111 号、農業委員会促進事務等活動計画の承認について説明します。

まず、前半の 8 ページまでが平成 30 年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価、9 ページ目からは、今年度の活動計画になっております。4 月の総会で案の承認をいただいております。その間に意見など特に出していませんので、この総会で、再度、承認をいただいて、県に報告してホームページに掲載することとなっております。内容自体 4 月とほとんど変わらず、細かい内容については省略したいと思いますのでよろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番〇〇です。資料の 7 ページの情報の提供等のところですが、賃借料情報の調査・提供とありますが、これについては、30 年度の件数や平均の賃借料などはわかりませんか。

事務局長 現状が、ちょうど利用権設定の更新の時期にかかる方が、先月、先々月ぐらいからいらっしやっていますけど、ご案内のように参考賃借料としてお尋ねになられたら、現在の小作料をお知らせしている状況で、お尋ねになられる場合、ならない場合と色々ありまして、数の把握はしておりません。

○番 例えば、29年度の実績だと、29年は1月から12月までの平均が16800円になっているが。

事務局 通常、4月に平均を報告すべきところ、今回、平成31年をまだやっていなくて、各年29年、30年ごとの平均は出しているのですが遅れていまして、今月調整をして来月の総会で報告をさせていただきたいと思います。

事務局長 今、〇〇が申したのは、結果に基づいた平均の額ということで、だからいくらですかとお尋ねになるケースはありますが、その件数の把握はしておりませんし、そのまま参考値をお使いになるケースもありますし、そうではないケースもあるというのは今まで通りです。平均単価については来月お知らせするようにします。

議長 いいでしょうか。

○番 はい。

議長 他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第111号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第111号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

① 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第7回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 農地パトロールの日程について
- ③ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第6回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時00分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員